

## 此花区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、此花区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、此花区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること。ただし、未成年者である場合は、保護者の同意が得られる者に限る。
- (2) 年2回程度開催される平日夜間の会議に出席できること。
- (3) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）で規定する「暴力団員」及び「暴力団密接関係者」でないこと。

(募集人数)

第3条 公募による委員（当該委員が任期満了後に引き続き選定された場合を含む。）は、此花区区政会議委員の定数の10分の1以上とし、募集人数については別途募集要項で定めるものとする。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

(応募方法)

第5条 公募への応募方法は、別途募集要項で定めるものとする。

(選考を行う者及び選考の方法)

第6条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、区長が指名する者をもって構成する選考会議において行う。

2 選考の方法は、提出書類の審査及び面接によるものとする。

(選考結果の通知)

第7条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

この要領は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。